# 要領一部改正の概要

# 山梨県個人情報保護審議会事務局

題 名	山梨県個人情報保護審議会運営要領の一部改正
趣 旨	山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例の施行等に伴い、所
	要の改正を行う必要がある。
内 容	<ul> <li>1 要領改正の背景等</li> <li>○ 個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)の一部改正及び山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例(以下「新条例」という。)の制定に伴い、令和5年4月1日付けで山梨県個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)が廃止された。</li> <li>○ 旧条例で定められていた事項は、改正後、新条例で規定されている。</li> <li>○ これに伴い、所要の改正を行う必要がある。</li> <li>2 要領改正の内容</li> <li>○ 旧条例の廃止及び新条例の制定に伴う引用条文及び用語を</li> </ul>
施行期日	改正する。 公布の日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

## 山梨県個人情報保護審議会運営要領新旧対照表(案)

新 考 (趣旨) (趣旨) 第1条 この要領は、山梨県個人情報の保護に関す 第1条 この要領は、山梨県個人情報保護条例(平 山梨県個人情報保護条例 る法律施行条例(令和4年山梨県条例第50号。 成17年山梨県条例第15号。以下「条例」とい の廃止及び山梨県個人情 以下「条例」という。)第17条の規定に基づき、 う。) 第62条 の規定に基づき、 報の保護に関する法律施 山梨県個人情報保護審議会(以下「審議会」とい 山梨県個人情報保護審議会(以下「審議会」とい 行条例の制定に伴う引用 う。) の運営に関し必要な事項を定めるものとす う。) の運営に関し必要な事項を定めるものとす 条文及び用語の改正 る。 る。 (審査請求に係る審議に必要な事項の事前調査) (審査請求に係る審議に必要な事項の事前調査) 第3条 会長は、条例第10条第1項 の規定 第3条 会長は、条例第52条第1項第2号の規定 による審査請求に係る審議のための資料の整備に による審査請求に係る審議のための資料の整備に 関し必要があるときは、次に掲げる調査を行うも 関し必要があるときは、次に掲げる調査を行うも のとする。 のとする。 (1) 諮問機関に対し、相当の期間を定めて、不開 (1) 実施機関に対し、相当の期間を定めて、不開 示決定の理由を説明した書面、不訂正決定の理 示決定の理由を説明した書面、不訂正決定の理 由を説明した書面及び不利用停止決定の理由を 由を説明した書面及び不利用停止決定の理由を 説明した書面(以下「不開示等理由説明書」と 説明した書面(以下「不開示等理由説明書」と いう。) の提出を求めること。 いう。)の提出を求めること。 (2) 略 (2) 略 (3) 前号の規定により提出のあった意見書の写 (3) 前号の規定により提出のあった意見書の写 しを諮問機関に送付し、必要に応じて、補足説 しを実施機関に送付し、必要に応じて、補足説 明を求めること。 明を求めること。 2 略

#### (審議会の開催準備)

#### 第4条 略

2 会長は、審議のため必要と認めるときは、職権 又は申出により諮問機関の職員、審査請求人、請 求者又は第三者その他の関係者に対し、会議への 出席を求め、又は認める旨を通知するものとする。 この場合においては、委員に対しこれらの者が会 議へ出席する旨をあらかじめ通知するものとす る。

## (意見陳述等の申立て)

第6条 行政不服審査法(平成26年法律第68号) 第75条第1項の規定による意見陳述の申立て及 び同条第2項の規定による補佐人の同席の申立て は、書面によるものとする。

## (意見等の陳述者の数)

- り口頭で意見を述べる者の数は、次の区分に応じ、 それぞれ5人以内とする。ただし、審議会が必要 と認めるときは、この限りでない。
  - 一、二略
  - 三 諮問機関の職員

## (現地調査)

第9条 審議会は、諮問機関から諮問を受けた事案 第9条 審議会は、実施機関から諮問を受けた事案

## (審議会の開催準備)

## 第4条 略

2 会長は、審議のため必要と認めるときは、職権 又は申出により実施機関の職員、審査請求人、請 求者又は第三者その他の関係者に対し、会議への 出席を求め、又は認める旨を通知するものとする。 この場合においては、委員に対しこれらの者が会 議へ出席する旨をあらかじめ通知するものとす る。

### (意見陳述等の申立て)

第6条 条例第55条第1項

の規定による意見陳述の申立て及 び同条第2項の規定による補佐人の同席の申立て は、書面によるものとする。

## (意見等の陳述者の数)

- 第7条 行政不服審査法第75条第1項の規定によ 第7条 条例第55条第1項 の規定によ り口頭で意見を述べる者の数は、次の区分に応じ、 それぞれ5人以内とする。ただし、審議会が必要 と認めるときは、この限りでない。
  - 一、二略
  - 三 諮問庁 の職員

# (現地調査)

の調査審議を行うため必要と認めるときは、当該 事案に係る現地の調査を行うことができる。

(提出資料の閲覧)

第10条 行政不服審査法第78条第1項の規定に よる提出資料の閲覧の求めは、審議会提出資料等 閲覧請求書(第1号様式)によるものとする。

(答申書の送付等)

ったときは、答申書を諮問機関に直ちに送付する とともに、当該答申書の写しを審査請求人及び参 加人に送付するものとする。

の調査審議を行うため必要と認めるときは、当該 事案に係る現地の調査を行うことができる。

(提出資料の閲覧)

第10条 条例第58条第2項 の規定に よる提出資料の閲覧の求めは、審議会提出資料等 閲覧請求書(第1号様式)によるものとする。

(答申書の送付等)

第13条 会長は、審議会が諮問に対する答申を行 第13条 会長は、審議会が諮問に対する答申を行 ったときは、答申書を実施機関に直ちに送付する とともに、当該答申書の写しを審査請求人及び参 加人に送付するものとする。

旧

第1号様式(第10条関係)

年 月 日

第1号様式(第10条関係)

年 月 日

山梨県個人情報保護審議会会長 殿

 住所(居所)

 氏
 名

連絡先

審議会提出資料等閲覧請求書

<u>行政不服審査法第78条第1項</u>の規定により、次のとおり山梨県個人情報保護審議会に提出 された意見書又は資料の閲覧を請求します。

閲覧を求める

意見書又は資料の

名称又は内容

山梨県個人情報保護審議会会長 殿

住所 (居所)

氏名連絡先

審議会提出資料等閲覧請求書

<u>山梨県個人情報保護条例第58条第2項</u>の規定により、次のとおり山梨県個人情報保護審議会に提出された意見書又は資料の閲覧を請求します。

閲覧を求める

意見書又は資料の

名称又は内容

沖

この請求書に記載される請求者の個人情報は、請求内容の確認の連絡や承認通知書の送付等閲覧に係る手続のために使用するものであり、その他の目的で使用することはありません。

注

この請求書に記載される請求者の個人情報は、請求内容の確認の連絡や承認通知書の送付等閲覧に係る手続のために使用するものであり、その他の目的で使用することはありません。

# 山梨県個人情報保護審議会運営要領の一部改正に係る引用条文比較表(案)

山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例	山梨県個人情報保護条例	行政不服審査法
(個人情報保護審議会の設置)	(個人情報保護審議会)	
第10条 行政不服審査法(平成26年法律第6	第52条 次に掲げる事務を行うため、山梨県個	
8号)第81条第1項の規定により、法第10	人情報保護審議会(以下「審議会」という。)	
5第3項において準用する同条第一項の規定	を設置する。	
による諮問又は山梨県議会の保有する個人情	一 この条例の定めるところにより実施機関	
報の保護に関する条例(令和4年山梨県条例	に対して意見を述べること。	
第57号)第46条第1項の規定による諮問	二 第43条の規定による諮問に応じ審査請	
に <u>応じ審査請求について調査審議するため、</u>	水について調査審議すること。	
知事の附属機関として山梨県個人情報保護審	三 前二号に掲げるもののほか、個人情報の保	
議会(以下「審議会」という。)を置く。	護に関する施策その他重要事項について調	
2 審議会は、前項に定めるもののほか、次に掲	査審議すること。	
げる事務を処理する。	2 審議会は、委員5人をもって組織する。ただ	
一 第18条の規定による諮問又は山梨県議	し、審査請求に係る事件の増加に対応するた	
会の保有する個人情報の保護に関する条例	め知事が必要と認めるときは、5人に限り、	
第51条の規定による諮問に応じ調査審議	委員の数を増加することができる。	
すること。	3 委員は、優れた識見を有する者のうちから、	
二 住民基本台帳法(昭和42年法律第81	知事が任命する。	
号)第30条の40第2項に規定する事項	4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の	
について、調査審議し、及び建議すること。	委員の任期は、前任者の残任期間とする。	
三 行政手続における特定の個人を識別する	5 第2項ただし書の規定により増員された委	
ための番号の利用等に関する法律(平成2	員の任期は、2年以内で知事が定める期間と	
5年法律第27号)第28条第1項に規定	する。	
する評価書に記載された同項に規定する特	6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏ら	
定個人情報ファイルの取扱いについて意見	してはならない。その職を退いた後も同様と	

を述べること。

- 3 審議会は、委員5人をもって組織する。ただ し、審査請求に係る事件の増加に対応するた め知事が必要と認めるときは、5人に限り、 委員の数を増加することができる。
- 4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、 知事が任命する。
- 委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 員の任期は、2年以内で知事が定める期間と する。
- 7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏ら してはならない。その職を退いた後も同様と する。
- 8 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれ を定める。
- 9 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 10 会長に事故があるときは、あらかじめその 指名する委員がその職務を代理する。
- 11 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 12 会議は、委員の2分の1以上が出席しなけ れば開くことができない。
- 13 会議の議事は、出席した委員の過半数で決 し、可否同数のときは、議長の決するところ による。

する。

- 7 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこ れを定める。
- 8 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 9 会長に事故があるときは、あらかじめその指 名する委員が、その職務を代理する。
- 10 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の 11 会議は、委員の2分の1以上が出席しなけ れば開くことができない。
- 6 第3項ただし書の規定により増員された委 12 会議の議事は、出席した委員の過半数で決 し、可否同数のときは、議長の決するところ による。

#### (意見の陳述)

- あったときは、当該審査請求人等に口頭で意 見を述べる機会を与えなければならない。た だし、審議会が、その必要がないと認めると きは、この限りでない。
- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は 参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とと もに出頭することができる。

#### (提出資料の写しの送付等)

4項又は第56条の規定による意見書又は資 料の提出があったときは、当該意見書又は資 料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的 方式その他人の知覚によっては認識すること ができない方式で作られる記録であって、電 子計算機による情報処理の用に供されるもの をいう。以下この項及び次項において同じ。) にあっては、当該電磁的記録に記録された事 項を記載した書面)を当該意見書又は資料を 提出した審査請求人等以外の審査請求人等に 送付するものとする。ただし、第三者の利益 を害するおそれがあると認められるとき、そ の他正当な理由があるときは、この限りでな

### (意見の陳述)

- 第55条 審議会は、審査請求人等から申立てが | 第75条 審査会は、審査関係人の申立てがあっ た場合には、当該審査関係人に口頭で意見を 述べる機会を与えなければならない。ただし、 審査会が、その必要がないと認める場合には、 この限りでない。
  - 2 前項本文の場合において、審査請求人又は参 加人は、審査会の許可を得て、補佐人ととも に出頭することができる。

#### (提出資料の閲覧等)

- 第58条 審議会は、第54条第3項若しくは第一第78条 審査関係人は、審査会に対し、審査会 に提出された主張書面若しくは資料の閲覧 (電磁的記録にあっては、記録された事項を 審査会が定める方法により表示したものの閲 覧) 又は当該主張書面若しくは当該資料の写 し若しくは当該電磁的記録に記録された事項 を記載した書面の交付を求めることができ る。この場合において、審査会は、第三者の 利益を害するおそれがあると認めるとき、そ の他正当な理由があるときでなければ、その 閲覧又は交付を拒むことができない。
  - 2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又 は同項の規定による交付をしようとするとき は、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資

11

- 2 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提 出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録 にあっては、記録された事項を審議会が定め る方法により表示したものの閲覧)を求める ことができる。この場合において、審議会は、 第三者の利益を害するおそれがあると認める とき、その他正当な理由があるときでなけれ ば、その閲覧を拒むことができない。
- は前項の規定による閲覧をさせようとすると きは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資 料を提出した審査請求人等の意見を聴かなけ ればならない。ただし、審議会が、その必要 がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審議会は、第2項の規定による閲覧につい て、日時及び場所を指定することができる。

- 料の提出人の意見を聴かなければならない。 ただし、審査会が、その必要がないと認める ときは、この限りでない。
- 3 審査会は、第1項の規定による閲覧につい て、日時及び場所を指定することができる。
- 4 第1項の規定による交付を受ける審査請求 人又は参加人は、政令で定めるところにより、 実費の範囲内において政令で定める額の手数 料を納めなければならない。
- 3 審議会は、第1項の規定による送付をし、又 5 審査会は、経済的困難その他特別の理由があ ると認めるときは、政令で定めるところによ り、前項の手数料を減額し、又は免除するこ とができる。